海幕衛第１２５号
令和４年３月１７日

（宛先別記）　殿

海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長
（公　印　省　略）

海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第３号（通知）

標記について、別紙のとおり実施されたく通知する。

なお、海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第３号（通知）（海幕衛第２８６０号。２４．３．２９）は廃止する。

関連文書：１　海幕衛第１１７号（令和４年３月１７日）
　　２　海幕衛第１３０号（令和４年３月１７日）
添付書類：別　紙

別　紙

病院前医療実施記録の提出について

関連文書２における病院前医療実施記録（以下「記録」という。）を、以下の要領で海自メディカルコントロール協議会事務局（以下「海自ＭＣ事務局」という。）へ提出する。

１　対　象

艦艇部隊で作成されたすべての記録

２　提出方法

関連文書２における別表を用いて、ＭＳＩＩオープン系メールで提出する。ファイルのフォーマットは、別途配布する。ただし、これによりがたい場合は、ＭＳＩＩクローズ系メールでも可とする。

３　提出先

⑴　自衛艦隊隷下部隊

上級司令部を通じて自衛艦隊司令部衛生主任幕僚へ提出する。

⑵　自衛艦隊隷下部隊以外の部隊等

在籍警備区の衛生隊司令へ提出する。

⑶　自衛艦隊司令部衛生主任幕僚および各衛生隊司令

提出された記録の件数を、付紙様式により海自ＭＣ事務局へ提出する。なお、特異事例・教訓事例が発生した場合、適宜の様式で速やかに海自ＭＣ事務局に提出する。

４　提出期限

提出は四半期毎とし、各部隊等は各四半期の翌月末（自衛艦隊司令部衛生主任幕僚および各衛生隊司令から作業部会へは各四半期の翌々月末）を提出期限とする。

５　その他

⑴　海自ＭＣ事務局は、提出された付紙様式及び特異事例・教訓事例を、速やかに海自メディカルコントロール協議会作業部会（以下「海自ＭＣ作業部会」という。）へ送付する。海自ＭＣ作業部会は、検証を実施した後、結果を事務局へ送付する。

⑵　記録の保存期間は５年間とする。

付紙様式

病院前医療実施　実績通報

通報部隊

実施期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

医療実施総件数		件
うち初診		件
再診		件

医療実施内容の内訳（延べ数）		件
包括指示のみ実施（処置・投薬）		件
直接指示により実施		件
衛生員独自の判断で実施		件

不適切と判断した医療実施内容の件数（延べ数）		件
包括指示のみより実施		件
直接指示により実施		件
衛生員独自の判断で実施		件

（宛先）

自衛艦隊司令部幕僚長
護衛艦隊司令部幕僚長
航空集団司令部幕僚長
潜水艦隊司令部幕僚長
掃海隊群司令部幕僚長
教育航空集団司令部幕僚長
練習艦隊司令部首席幕僚
潜水医学実験隊司令
東京業務隊司令
第１術科学校総務部長
補給本部管理部長
自衛隊横須賀、呉病院長
各護衛隊群司令
各航空群司令
各潜水隊群司令
海洋業務・対潜支援群司令部首席幕僚
開発隊群司令部首席幕僚
各教育航空群司令
各護衛隊司令
各潜水隊司令
各掃海隊司令
特別警備隊長
各基地隊司令
各衛生隊司令
各航空基地隊司令